

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年6月5日

【発行者名】 UBS (Lux) エクイティ・シキャブ
(UBS (Lux) Equity SICAV)

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ローズ (Thomas Rose)
チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1855、
J . F . ケネディ通り33A
(33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ
- ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド(ユーロ)
- ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)
- グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)
- ロング・ターム・テーマ(米ドル)
- US トータル・イールド(米ドル)
(UBS (Lux) Equity SICAV
- European High Dividend (EUR)
- European Opportunity Unconstrained (EUR)
- Global Emerging Markets Opportunity (USD)
- Long Term Themes (USD)
- US Total Yield (USD))

【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】

記名式無額面投資証券

ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

クラス(米ドル)P - a c c 投資証券

ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

クラス(米ドル・ヘッジ)P - a c c 投資証券

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

USトータル・イールド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

15億5,850万ユーロ(約1,839億円)

クラス(米ドル)P - a c c 投資証券

12億8,180万米ドル(約1,383億円)

ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

クラスP - a c c 投資証券

21億4,190万ユーロ(約2,528億円)

クラス(米ドル・ヘッジ)P - a c c 投資証券

16億7,970万米ドル(約1,813億円)

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

14億4,480万米ドル(約1,559億円)

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

15億50万米ドル(約1,619億円)

USトータル・イールド(米ドル)

クラスP - a c c 投資証券

19億1,270万米ドル(約2,064億円)

(注1) 上限見込額は、便宜上、ファンドの投資証券の2019年9月末日現在の1口当たりの純資産価格に基づいて算出されている(ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)クラスP - a c c 投資証券については155.85ユーロに1,000万口、クラス(米ドル)P - a c c 投資証券については128.18米ドルに1,000万口、ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)クラスP - a c c 投資証券については214.19ユーロに1,000万口、クラス(米ドル・ヘッジ)P - a c c 投資証券については167.97米ドルに1,000万口、グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については144.48米ドルに1,000万口、ロング・ターム・テーマ(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については150.05米ドルに1,000万口およびUSトータル・イールド(米ドル)クラスP - a c c 投資証券については191.27米ドルに1,000万口をそれぞれ乗じて算出した金額である。)

(注2) 米ドルおよびユーロの円貨換算は、別途記載のない限り、便宜上、2019年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=107.92円および1ユーロ=118.02円)による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年11月29日に提出した有価証券届出書(2020年2月28日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、2020年5月20日付で、投資方針、投資リスク、手続等および資産の評価等に関する事項等が変更され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド(ユーロ)

ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド(ユーロ)は、その資産の少なくとも3分の2を、リスク分散原則に従って、その所在地または主な活動拠点がヨーロッパである中小型および大型株式、その他の株式資本に投資する。サブ・ファンドの運用戦略は、安定的に高い配当を行う会社を選定することである。サブ・ファンドは、その地域的な特性である外国通貨に投資をすることから、外国為替リスクを減らすためにサブ・ファンドのポートフォリオのすべてまたはその一部をサブ・ファンドの基準通貨に対してヘッジさせる場合がある。

基準通貨は、ユーロである。

ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)は、その所在地または主な活動地がヨーロッパである会社の株式、株式に関連する権利またはその他の株式資本に大部分を投資する。

ロング・ポジションおよびショート・ポジションの組み合わせにより、サブ・ファンドは、通常、総純資産の80%および120%の間の債務証券へのネット・エクスポージャーを目指す。かかるネット・エクスポージャーは、総純資産の50%および150%の間で変動する可能性がある。債務証券への総ロング・エクスポージャーの最大値は、総純資産の150%を超えてはならず、債務証券への総ショート・エクスポージャーの最大値は、総純資産の50%に制限される。「(4)投資制限 5.有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別な技法および商品」に定義されるとおり、サブ・ファンドは、債務証券へのロング・エクスポージャーおよび債務証券へのショート・エクスポージャーを確立するために、取引所で取引される金融派生商品(エクイティ・オプションおよび先物等)または店頭金融派生商品(持分権(スワップ)等)を使用することができる。資産の価格は無制限に上がる可能性があるため、資産のショート・ポジションを取るにより発生する潜在的損失は無制限である。かかる資産の価格の急激な上昇は多額の損失を生じさせる可能性がある。サブ・ファンドは、物理的な債務証券の空売りを行ってはならない。

基準通貨は、ユーロである。

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)

グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)は、リスク分散原則に従って、その資産の少なくとも3分の2を新興国市場にある企業または新興国市場において主たる経済活動

を行う企業の株式またはその他のエクイティ持分に投資する。その際、本サブ・ファンドは、主に新興国市場の成長から収益が期待される株式に投資する。本サブ・ファンドは、特に投資魅力度が高いと考えられる株式およびセクターに集中的に投資を行い、積極的に潜在的な投資機会に見合ったリスクを負う。本サブ・ファンドの資産は、特定の時価総額の規模に限定されるものではなく、いかなる地域配分またはセクター配分にも限定されるものでもない。本サブ・ファンドは、本投資法人の定款ならびに投資方針およびガイドラインにより認められる他の資産に投資することもできる。

本サブ・ファンドは地域的な投資特性のために様々な外国通貨に投資を行うが、為替リスクを低減するためにポートフォリオのすべてまたはその一部を本サブ・ファンドの表示通貨に対してヘッジする場合がある。

(中略)

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

ロング・ターム・テーマ(米ドル)は、その資産を、主に世界中の先進国および新興国市場の大型および中小型株式およびその他のエクイティ持分に投資する。本サブ・ファンドにおいて、投資運用会社は投資に際して魅力度を判断するにあたり、長期的な視点に着目する。これらの視点は、あらゆるセクター、国および株式時価総額の銘柄にも及ぶ。これらの視点は、例えば、世界的な人口増加、高齢化または都市化と関連しうる。

本サブ・ファンドはグローバルな投資特性のために様々な外国通貨に投資を行うが、為替リスクを低減するためにポートフォリオのすべてまたはその一部を本サブ・ファンドの表示通貨に対してヘッジする場合がある。

(中略)

USトータル・イールド(米ドル)

USトータル・イールド(米ドル)は、その資産を主にその所在地または主な活動地が米国である会社の株式およびその他の株式資本に投資する。サブ・ファンドの目的は、安定的に、かつ、トータル・イールドが市場平均を上回る企業を選択することである。トータル・イールドとは、配当利回りと、自社株買いにより株主に還元される企業収益利回りを合計したものである。

基準通貨は、米ドルである。

(後略)

<訂正後>

(前略)

ヨーロッパン・ハイ・ディビデンド(ユーロ)

アクティブ運用されるヨーロッパン・ハイ・ディビデンド(ユーロ)は、その資産の少なくとも3分の2を、リスク分散原則に従って、その所在地または主な活動拠点がヨーロッパである中小型および大型株式、その他の株式資本に投資する。サブ・ファンドの運用戦略は、安定的に高い配当を行う会社を選定することである。サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIヨーロッパ(税引き後配当再投資)を用いる。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがある。サブ・ファンドは、その地域的な特性である外国通貨に投資をすることから、外国為替リスクを減らすためにサブ・ファンドのポートフォリオのすべてまたはその一部をサブ・ファンドの基準通貨に対してヘッジさせる場合がある。

基準通貨は、ユーロである。

ヨーロッパン・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)

アクティブ運用されるヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)は、その所在地または主な活動地がヨーロッパである会社の株式、株式に関連する権利またはその他の株式資本に大部分を投資する。

ロング・ポジションおよびショート・ポジションの組み合わせにより、サブ・ファンドは、通常、総純資産の80%および120%の間の債務証券へのネット・エクスポージャーを目指す。かかるネット・エクスポージャーは、総純資産の50%および150%の間で変動する可能性がある。債務証券への総ロング・エクスポージャーの最大値は、総純資産の150%を超えてはならず、債務証券への総ショート・エクスポージャーの最大値は、総純資産の50%に制限される。「(4)投資制限 5.有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」に定義されるとおり、サブ・ファンドは、債務証券へのロング・エクスポージャーおよび債務証券へのショート・エクスポージャーを確立するために、取引所で取引される金融派生商品(エクイティ・オプションおよび先物等)または店頭金融派生商品(持分権(スワップ)等)を使用することができる。資産の価格は無制限に上がる可能性があるため、資産のショート・ポジションを取ることにより発生する潜在的損失は無制限である。かかる資産の価格の急激な上昇は多額の損失を生じさせる可能性がある。サブ・ファンドは、物理的な債務証券の空売りを行ってはならない。サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIヨーロッパ(税引き後配当再投資)を用いる。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。名称に「ヘッジ」を含む投資証券クラスに関しては、ベンチマークの為替ヘッジバージョン(利用可能な場合)が用いられる。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがある。

基準通貨は、ユーロである。

グローバル・エマージング・マーケッツ・オポチュニティー(米ドル)

アクティブ運用されるグローバル・エマージング・マーケッツ・オポチュニティー(米ドル)は、リスク分散原則に従って、その資産の少なくとも3分の2を新興国市場にある企業または新興国市場において主たる経済活動を行う企業の株式またはその他のエクイティ持分に投資する。その際、本サブ・ファンドは、主に新興国市場の成長から収益が期待される株式に投資する。本サブ・ファンドは、特に投資魅力度が高いと考えられる株式およびセクターに集中的に投資を行い、積極的に潜在的な投資機会に見合ったリスクを負う。本サブ・ファンドの資産は、特定の時価総額の規模に限定されるものではなく、いかなる地域配分またはセクター配分にも限定されるものでもない。本サブ・ファンドは、本投資法人の定款ならびに投資方針およびガイドラインにより認められる他の資産に投資することもできる。サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIエマージング・マーケット(税引き後配当再投資)を用いる。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがある。

本サブ・ファンドは地域的な投資特性のために様々な外国通貨に投資を行うが、為替リスクを低減するためにポートフォリオのすべてまたはその一部を本サブ・ファンドの表示通貨に対してヘッジする場合がある。

(中略)

ロング・ターム・テーマ(米ドル)

アクティブ運用されるロング・ターム・テーマ(米ドル)は、その資産を、主に世界中の先進国および新興国市場の大型および中小型株式およびその他のエクイティ持分に投資する。本サブ・ファンドにおいて、投資運用会社は投資に際して魅力度を判断するにあたり、長期的な視点に着目する。これらの視点は、あらゆるセクター、国および株式時価総額の銘柄にも及ぶ。これらの視点は、例えば、世界的

な人口増加、高齢化または都市化と関連しうる。サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIオール・カンントリー・ワールド(税引き後配当再投資)を用いる。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがある。

本サブ・ファンドはグローバルな投資特性のために様々な外国通貨に投資を行うが、為替リスクを低減するためにポートフォリオのすべてまたはその一部を本サブ・ファンドの表示通貨に対してヘッジする場合がある。

(中略)

USトータル・イールド(米ドル)

アクティブ運用されるUSトータル・イールド(米ドル)は、その資産を主にその所在地または主な活動地が米国である会社の株式およびその他の株式資本に投資する。サブ・ファンドの目的は、安定的に、かつ、トータル・イールドが市場平均を上回る企業を選択することである。トータル・イールドとは、配当利回りと、自社株買いにより株主に還元される企業収益利回りを合計したものである。サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCI米国(税引き後配当再投資)を用いる。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがある。

基準通貨は、米ドルである。

(後略)

3 投資リスク

a. リスク要因

<訂正前>

(前略)

レバレッジ

(中略)

一定の状況の下では、すべてのサブ・ファンドについて、レバレッジ額がより多くなる可能性がある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定されるレバレッジ範囲	参照ポートフォリオ
ヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)	コミットメント・アプローチ	該当なし。	該当なし。
ヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)	相対的VaR・アプローチ	0 - 2	参照ポートフォリオは、ヨーロッパの大型および中型株から成る多様なポートフォリオ資産を反映する。
グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)	コミットメント・アプローチ	該当なし。	該当なし。
ロング・ターム・テーマ(米ドル)	コミットメント・アプローチ	該当なし。	該当なし。

USトータル・イールド (米ドル)	コミットメント・ アプローチ	該当なし。	該当なし。
----------------------	-------------------	-------	-------

(後略)

<訂正後>

(前略)

レバレッジ

(中略)

一定の状況の下では、すべてのサブ・ファンドについて、レバレッジ額がより多くなることもある。

サブ・ファンド	リスク計算法	想定される レバレッジ範囲	参照ポートフォリオ
ヨーロッパ・ハイ・ ディビデンド(ユーロ)	コミットメント・ アプローチ	該当なし。	該当なし。
ヨーロッパ・ オポチュニティー・ アンコンストレインド (ユーロ)	相対的VaR・ アプローチ	0 - 2	MSCIヨーロッパ (税引き後配当再投 資)
グローバル・エマージング・ マーケット・オポチュニティー (米ドル)	コミットメント・ アプローチ	該当なし。	該当なし。
ロング・ターム・テーマ(米ド ル)	コミットメント・ アプローチ	該当なし。	該当なし。
USトータル・イールド (米ドル)	コミットメント・ アプローチ	該当なし。	該当なし。

(後略)

4 手数料等及び税金

(4) その他の手数料等

<訂正前>

上限定率管理報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、投資証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1) 資産の評価() 純資産価格の計算」の項に基づくシングル・スイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。

(後略)

<訂正後>

上限定率管理報酬は、以下の報酬および本投資法人にも請求される追加の費用を含まない。

- a) 資産の売買のための本投資法人の資産の管理に関する一切の追加の費用(市場、手数料、報酬等に合致する買呼値および売呼値のスプレッド、仲介手数料)。かかる費用は、通常、各資産の売買時点で計算される。本書の記載にかかわらず、投資証券の発行および買戻しの決済に関する資産の売買によって生じるかかる追加の費用は、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報 第

3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1)資産の評価()純資産価格の計算」の項に基づ
くスイング・プライシングの原理の適用によりカバーされる。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報

第1 外国投資法人の追加情報

2 役員状況

<訂正前>

(2019年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)	取締役会長 (チェアマン・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ユービーエス・ファンド・マネジメ ント(スイス)エイ・ジー、パーゼ ル、マネージング・ディレクター	該当なし
<u>アイリス・エベラルド</u> (<u>Iris Eberhard</u>)	<u>取締役会役員</u> (<u>メンバー・オブ・</u> <u>ザ・ボード・オブ・</u> <u>ディレクターズ</u>)	<u>UBSアセット・マネジメント・ス</u> <u>イス・エイ・ジー(チューリッヒ)</u> <u>マネージング・ディレクター</u>	<u>該当なし</u>
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
トビアス・ミーヤー (Tobias Meyer)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

(注)本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパーズ・ソシエテ・コーペラ
ティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

<訂正後>

(2020年5月20日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
トーマス・ポートマン (Thomas Portmann)	取締役会長 (チェアマン・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	ユービーエス・ファンド・マネジメ ント(スイス)エイ・ジー、パーゼ ル、マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ローズ (Thomas Rose)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
ロバート・スティンガー (Robert Süttinger)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
トビアス・ミーヤー (Tobias Meyer)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー(チューリッ ヒ)エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

第2 手続等

2 買戻し手続等

<訂正前>

海外における買戻し手続等

(中略)

サブ・ファンドの純資産総額に関し投資証券クラスの金額が、本投資法人の取締役会が決定した投資証券の経済効率の良い運用のための最低水準を下回った場合、または当該水準に達しない場合、取締役会により決定された銀行営業日に、本投資法人の取締役会は当該投資証券クラスのすべての投資証券を買戻価格で買い戻すことを決定することができる。関係するクラスまたはサブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用または経済的負担を負わない。必要に応じ、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1) 資産の評価」に記載されるシングル・スイング・プライシングの原理が適用される。

(後略)

<訂正後>

海外における買戻し手続等

(中略)

サブ・ファンドの純資産総額に関し投資証券クラスの金額が、本投資法人の取締役会が決定した投資証券の経済効率の良い運用のための最低水準を下回った場合、または当該水準に達しない場合、取締役会により決定された銀行営業日に、本投資法人の取締役会は当該投資証券クラスのすべての投資証券を買戻価格で買い戻すことを決定することができる。関係するクラスまたはサブ・ファンドの投資者は、当該買戻しの結果、いかなる追加費用または経済的負担を負わない。必要に応じ、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要(1) 資産の評価」に記載されるスイング・プライシングの原理が適用される。

(後略)

4 その他

<訂正前>

(前略)

データ保護

(中略)

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

<訂正後>

(前略)

データ保護

(中略)

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

ベンチマーク規則

販売目論見書に別段の定めがない限り、販売目論見書の日付においてサブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数(規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。)に基づき定義される「使用」)は、ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者により提供される。

ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿または第三国のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu/publication/>で入手可能である。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条(2)で要求されるとおり、かかる場合に取りべき措置を含む書面による危機管理計画を有している。投資主は、管理会社の登記上の事務所において当該危機管理計画について無料で相談することができる。

ベンチマークの開示

出典：MSCI。MSCI情報は、内部での使用に限定され、いかなる形においても複製または再配布してはならず、いかなる金融商品または金融指数の基準または構成要素として使用してはならない。MSCI情報のいずれも、投資アドバイスまたは何らかの種類の投資判断を行うこと(もしくは行わないこと)の推奨であることを意図しておらず、そのようなものとして依拠してはならない。過去のデータおよび分析は、将来のパフォーマンス、分析、予想または予測の指標または保証として解釈されるべきではない。MSCI情報は、「現状のままで」提供され、この情報の使用者は、当該情報の使用についてのすべてのリスクを負う。MSCI、その各関連会社およびいかなるMSCI情報の編集、計算または作成に関与しまたは関連するその他の各人(総称して、以下「MSCI当事者」という。)は、当該情報に関するすべての保証(創作性、正確性、完全性、適時性、非侵害性、商品性および特定目的への適合性の保証を含むが、これらに限られない。)を明示的に否認する。上記のいずれも損なうことなく、いかなる場合も、MSCI当事者は、直接的、間接的、特別、付随的、懲罰的、派生的(利益損失を含むが、これに限られない。)またはその他のあらゆる損害賠償について、一切責任を負わないものとする。
(www.msribarra.com)

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

() 純資産価格の計算

< 訂正前 >

(前略)

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、投資証券が発行または買戻しを行う毎に変化する。かかる割合は、かかる投資証券クラスについて課される手数料を勘案した上で、各投資証券クラスの発行済み投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券の比率に従って算定される。

単一の取引日に行われるサブ・ファンドの投資証券クラスのすべてに影響する購入または買戻しの総計が純資産の流出入をもたらす場合、それぞれのサブ・ファンドの投資証券1口当たりの純資産価格がこれに応じて増加または減少することがある(シングル・スイング・プライシング)。かかる調整は、最大で純資産価額の2%に相当する。サブ・ファンドについて生じると想定される取引費用および課税は、サブ・ファンドが投資する資産の配分についての想定される指値/呼値と同様に考慮される可能性がある。純資産の増減が関係するサブ・ファンドの純資産の流入をもたらすものであれば、投資証券1口当たり純資産価格が増加するように調整される。また、純資産の増減が投資証券の純資産の流出をもたらすものであれば、投資証券1口当たり純資産価格は減少することになる。本投資法人の取締役会は、各サブ・ファンドについて基準値を設定することができる。これは、ファンドの純資産または関連するサブ・ファンドの通貨の絶対額に關係する取引日における純増減から構成される。かかる基準値が取引日に超過されることになった場合のみ、投資証券1口当たり純資産価格は調整される。

サブ・ファンドが保有する資産の価値は以下の要領で計算する。

(中略)

さらに特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の追加発行、買戻しおよび転換について正式となる。新評価は、当該日の唯一の純資産価格が公表される前にのみ行われる。発行、買戻しおよび転換は唯一の純資産価格に基づいてのみ行われる。

< 訂正後 >

(前略)

あるサブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の割合は、投資証券が発行または買戻しを行う毎に変化する。かかる割合は、かかる投資証券クラスについて課される手数料を勘案した上で、各投資証券クラスの発行済み投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券の比率に従って算定される。

サブ・ファンドが保有する資産の価値は以下の要領で計算する。

(中略)

さらに特別な状況の場合、当日のうちに追加の評価を行うことができる。その後、かかる新評価が投資証券の追加発行、買戻しおよび転換について正式となる。新評価は、当該日の唯一の純資産価格が公表される前にのみ行われる。発行、買戻しおよび転換は唯一の純資産価格に基づいてのみ行われる。

報酬および手数料ならびに投資資産の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用は、入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンド

の価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化の影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる。

投資証券は、通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化の影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。特定の評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況は、取締役会の裁量により決定され、その意図は部分的なスイング・プライシングを用いることである。希薄化調整を実行するための要件は、通常、関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に左右される。取締役会は、その見解において、既存の投資主(申込みの場合)または残存する投資主(買戻しの場合)が損害を被る可能性がある場合、希薄化調整を行うことができる。希薄化調整は、以下の場合に行われることがある。

(a) サブ・ファンドが一定の下落(すなわち買戻しによる純流出)を記録した場合

(b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを記録した場合

(c) サブ・ファンドが特定の評価日において正味申込ポジションまたは正味買戻ポジションを示した場合

(d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が確信するその他のあらゆる場合

評価額調整が行われる場合、サブ・ファンドが正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに応じて、投資証券1口当たり純資産価格に価値が加算されるかまたは投資証券1口当たり純資産価格から価値が控除される。評価額調整の範囲は、取締役会の意見において、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドを十分にカバーするものとする。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、()見積もり税金費用、()サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および()サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分が(上方または下方に)調整される。一部の株式市場および国々では買主および売手の側に異なる手数料体系を示すことがあるため、純流入および純流出の調整は異なることがある。調整は通常、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の最大2%に制限されるものとする。取締役会は、例外的な状況(例えば、高い市場ボラティリティおよび/または流動性、例外的な市況、市場の混乱等)において、サブ・ファンドおよび/または評価日に関して、その時点の投資証券1口当たり実勢純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。ただし、当該調整が実勢の市況を代表するものであることおよび投資主の最善の利益に資するものであることを取締役会が正当化できることを条件とする。当該希薄化調整は、取締役会が決定した方法に従って計算される。投資主は、一時的措置が導入された時点および終了した時点で、通常の連絡経路を通じて通知される。

サブ・ファンドの各クラスの純資産価額は個別に計算される。ただし、希薄化調整は、各クラスの純資産価額に対してパーセンテージの点において同程度の影響を及ぼす。希薄化調整はサブ・ファンドのレベルで行われ資本活動に関連するが、各個人投資家の取引の特定の状況には関連しない。

第4 関係法人の状況

1 資産運用会社の概況

(4) 役員状況

UBSファンド・マネジメント(ルクセンブルグ)エス・エイ

<訂正前>

(2019年12月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
----	-----	----	------

<u>アンドレ・ミュラー・ ウェグナー</u> (André Müller-Wegner)	チェアマン	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー、チューリッ ヒ、マネージング・ディレクター	該当なし
<u>アンドレアス・シュラター</u> (Andreas Schlatter)	ヴァイス・ チェアマン	スイス、キュッティンゲン、 インディペンデント・ ディレクター、数学者(博士)	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	ディレクター/ ボード・メンバー	ルクセンブルグ大公国、 ルクセンブルグ、ディレクター	該当なし
<u>パスカル・キストラ</u> (Pascal Kistler)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBSビジネスソリューションズ・ エイ・ジー、チューリッヒ、 マネージング・ディレクター	該当なし
フランチェスカ・ジリ・ プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ、 チーフ・エグゼクティブ・ オフィサー	該当なし

<訂正後>

(2020年5月20日現在)

氏名	役職名	略歴	所有株式
<u>アンドレ・ヴァレンテ</u> (André Valente)	チェアマン	UBSファンド・マネジメント (スイス)エイ・ジー、スイス、 バーゼル、CEO	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	ディレクター/ ボード・メンバー	ルクセンブルグ大公国、 デュードランジェ、 インディペンデント・ディレクター	該当なし
フランチェスカ・ジリ・ プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ、 ルクセンブルグ大公国、 ルクセンブルグ、CEO	該当なし
<u>クリスティアン・マウラー</u> (Christian Maurer)	ディレクター/ ボード・メンバー	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー、スイス、 チューリッヒ ヘッド・オブ・プロダクト・マネジ メント	該当なし

交付目論見書の概要

<訂正前>

(前略)

投資方針
投資目的

- ヨーロピアン・ハイ・ディビデンド(ユーロ)は、その資産の少なくとも3分の2を、リスク分散原則に従って、その所在地または主な活動拠点がヨーロッパである中小型および大型株式、その他の株式資本に投資します。サブ・ファンドの運用戦略は、安定的に高い配当を行う会社を選定することです。サブ・ファンドは、その地域的な特性である外国通貨に投資することから、外国為替リスクを減らすためにサブ・ファンドのポートフォリオのすべてまたはその一部をサブ・ファンドの基準通貨に対してヘッジさせる場合があります。
- ヨーロピアン・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)は、その所在地または主な活動地がヨーロッパである会社の株式、株式に関連する権利またはその他の株式資本に大部分を投資します。ロング・ポジションおよびショート・ポジションの組み合わせにより、サブ・ファンドは、通常、総純資産の80%および120%の間の債務証券へのネット・エクスポージャーを目指します。かかるネット・エクスポージャーは、総純資産の50%および150%の間で変動する可能性があります。
- グローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)は、リスク分散原則に従って、その資産の少なくとも3分の2を新興国市場にある企業または新興国市場において主たる経済活動を行う企業の株式またはその他のエクイティ持分に投資します。その際、本サブ・ファンドは、主に新興国市場の成長から収益が期待される株式に投資します。本サブ・ファンドは、特に投資魅力度が高いと考えられる株式およびセクターに集中的に投資を行い、積極的に潜在的な投資機会に見合ったリスクを負います。本サブ・ファンドの資産は、特定の時価総額の規模に限定されるものではなく、いかなる地域配分またはセクター配分にも限定されるものでもありません。本サブ・ファンドは、本投資法人の定款ならびに投資方針およびガイドラインにより認められる他の資産に投資することもできます。本サブ・ファンドは地域的な投資特性のために様々な外国通貨に投資を行いますが、為替リスクを低減するためにポートフォリオのすべてまたはその一部を本サブ・ファンドの表示通貨に対してヘッジする場合があります。
- ロング・ターム・テーマ(米ドル)は、その資産を、主に世界中の先進国および新興国市場の大型および中小型株式およびその他のエクイティ持分に投資します。本サブ・ファンドにおいて、投資運用会社は投資に際して魅力度を判断するにあたり、長期的な視点に着目します。これらの視点は、あらゆるセクター、国および株式時価総額の銘柄にも及びます。これらの視点は、例えば、世界的な人口増加、高齢化または都市化と関連することがあります。本サブ・ファンドはグローバルな投資特性のために様々な外国通貨に投資を行いますが、為替リスクを低減するためにポートフォリオのすべてまたはその一部を本サブ・ファンドの表示通貨に対してヘッジする場合があります。
- USトータル・イールド(米ドル)は、その資産を主にその所在地または主な活動地が米国である会社の株式およびその他の株式資本に投資します。サブ・ファンドの目的は、安定的に、かつ、トータル・イールドが市場平均を上回る企業を選択することです。トータル・イールドとは、配当利回りと、自社株買いにより株主に還元される企業収益利回りを合計したものです。

(後略)

<訂正後>

(前略)

投資方針
投資目的

- アクティブ運用されるヨーロッパ・ハイ・ディビデンド(ユーロ)は、その資産の少なくとも3分の2を、リスク分散原則に従って、その所在地または主な活動拠点がヨーロッパである中小型および大型株式、その他の株式資本に投資します。サブ・ファンドの運用戦略は、安定的に高い配当を行う会社を選定することです。サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIヨーロッパ(税引き後配当再投資)を用います。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られません。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがあります。サブ・ファンドは、その地域的な特性である外国通貨に投資をすることから、外国為替リスクを減らすためにサブ・ファンドのポートフォリオのすべてまたはその一部をサブ・ファンドの基準通貨に対してヘッジさせる場合があります。
- アクティブ運用されるヨーロッパ・オポチュニティー・アンコンストレインド(ユーロ)は、その所在地または主な活動地がヨーロッパである会社の株式、株式に関連する権利またはその他の株式資本に大部分を投資します。ロング・ポジションおよびショート・ポジションの組み合わせにより、サブ・ファンドは、通常、総純資産の80%および120%の間の債務証券へのネット・エクスポージャーを目指します。かかるネット・エクスポージャーは、総純資産の50%および150%の間で変動する可能性があります。サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIヨーロッパ(税引き後配当再投資)を用います。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られません。名称に「ヘッジ」を含む投資証券クラスに関しては、ベンチマークの為替ヘッジバージョン(利用可能な場合)が用いられます。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがあります。
- アクティブ運用されるグローバル・エマージング・マーケット・オポチュニティー(米ドル)は、リスク分散原則に従って、その資産の少なくとも3分の2を新興国市場にある企業または新興国市場において主たる経済活動を行う企業の株式またはその他のエクイティ持分に投資します。その際、本サブ・ファンドは、主に新興国市場の成長から収益が期待される株式に投資します。本サブ・ファンドは、特に投資魅力度が高いと考えられる株式およびセクターに集中的に投資を行い、積極的に潜在的な投資機会に見合ったリスクを負います。本サブ・ファンドの資産は、特定の時価総額の規模に限定されるものではなく、いかなる地域配分またはセクター配分にも限定されるものでもありません。本サブ・ファンドは、本投資法人の定款ならびに投資方針およびガイドラインにより認められる他の資産に投資することもできます。サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIエマージング・マーケット(税引き後配当再投資)を用います。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られません。ポートフォ

リオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがあります。本サブ・ファンドは地域的な投資特性のために様々な外国通貨に投資を行います。為替リスクを低減するためにポートフォリオのすべてまたはその一部を本サブ・ファンドの表示通貨に対してヘッジする場合があります。

- アクティブ運用されるロング・ターム・テーマ(米ドル)は、その資産を、主に世界中の先進国および新興国市場の大型および中小型株式およびその他のエクイティ持分に投資します。本サブ・ファンドにおいて、投資運用会社は投資に際して魅力度を判断するにあたり、長期的な視点に着目します。これらの視点は、あらゆるセクター、国および株式時価総額の銘柄にも及びます。これらの視点は、例えば、世界的な人口増加、高齢化または都市化と関連することがあります。サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIオール・カンントリー・ワールド(税引き後配当再投資)を用います。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られません。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがあります。本サブ・ファンドはグローバルな投資特性のために様々な外国通貨に投資を行います。為替リスクを低減するためにポートフォリオのすべてまたはその一部を本サブ・ファンドの表示通貨に対してヘッジする場合があります。

- アクティブ運用されるUSトータル・イールド(米ドル)は、その資産を主にその所在地または主な活動地が米国である会社の株式およびその他の株式資本に投資します。サブ・ファンドの目的は、安定的に、かつ、トータル・イールドが市場平均を上回る企業を選択することです。トータル・イールドとは、配当利回りと、自社株買いにより株主に還元される企業収益利回りを合計したものです。サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCI米国(税引き後配当再投資)を用います。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られません。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがあります。

(後略)